57円UP！

群馬県最低賃金

1,120円

時間額

令和8年10月3日発効



厚生労働省　たしかめたん



チェックマん

賃金引き上げの支援策をご活用ください！

厚生労働省「賃金引き上げの支援策」

厚生労働省は生産性向上や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

令和8年度「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめました。

支援策の詳細はＨＰをチェックしてください。

群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

従業員の**賃金を一定額以上引き上げた**県内の中小企業等を対象に、１期あたり**40人分**、**最大200万円** を支給します。

▶ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局　☏ **050-6892-9990**

▶申請期限：**第１期:受付終了しました。**

第２期:令和９年１月31日（令和８年９月１日～令和８年12月31日賃上げ分）

▶申請先：特設サイトから申請してください。

厚生労働省 群馬労働局　　群馬県

最低賃金

◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
◇最低賃金未満の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

1	時間給の場合	時間給≧最低賃金額（時間額）
2	日給の場合	日給÷1日の平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）
3	月給の場合	月給÷1か月の平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）
4	上記1～3の組み合わせの場合 例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合	それぞれ上記の1、3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、
　通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



**正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と雇う人のためのルールです！**

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージをチェック！